

## 「みんなのひとハコ図書館」実施要領

### 1 目的

和光市図書館（以下、「図書館」という。）が、人と人をつなぐ魅力的な場、また、市内の地域情報を提供する場となるための事業の一環として、個人又は団体が推薦する本及び情報を発信することを目的として「みんなのひとハコ図書館」を館内に設置する。

「みんなのひとハコ図書館」は、個人及び団体が「みんなのひとハコ図書館」の館長（以下、「ひとハコ館長」という。）となり、図書館内の本を使用して自由に本の展示及び自身の活動のPRを行うことができる場を指し、設置する場所は図書館下新倉分館内とする。

なお、名称については、「ひと（人）」と「ハコ（図書館）」をつなぐ場であること、また、「一箱（ひとはこ）」で展示することから、「みんなのひとハコ図書館」とする。

### 2 事業の位置付け

第2次和光市図書館サービス計画基本施策Ⅲ「居心地の良い図書館へ」、施策2「地域、ボランティアとの連携」における取組内容「ひとハコ図書館の検討・実施」に位置付ける。

### 3 ひとハコ館長の要件

ひとハコ館長になれるものは、市民、市内で活動する個人又は団体、及び図書館長が特に必要と認めた個人又は団体とする。ただし、以下に掲げる号に該当する場合は、ひとハコ館長になることはできない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員。
- (2) 和光市広告掲載基準第2条に該当する業種又は事業者。
- (3) 図書館の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるもの。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (5) その他館長が「みんなのひとハコ館長」として著しき不相当と判断したものの。

### 4 広告掲載の基準

ひとハコ館長は、自身の活動のPRをすることができる。ただし、和光市広告掲載要綱第3条及び和光市広告掲載基準第3条のいずれかに該当する広告は、掲載することができない。

## 5 ひとハコ館長の選出

ひとハコ館長は、公募又は図書館長の推薦、並びに展示中のひとハコ館長の推薦により決定する。

館長になりたいもの（以下、「申請者」という。）は、「みんなのひとハコ図書館利用申請書（以下、「申請書」という。）」（様式第1号）に必要な事項を記載して図書館に提出するものとする。

原則として、展示期間は申し込み順に割り振るものとする。ただし、当該展示中のひとハコ図書館長が、次のひとハコ館長を指名した場合は、それを優先することができる。また、その他の企画との連動等、特別に時期を決める必要がある場合は、図書館長が判断する。

## 6 展示期間

展示期間は、原則として1箇月を単位とし、最長3箇月までとする。

展示開始日は、原則として第四木曜日の館内整理日とする。ただし、展示開始日については、申請者の申し出により図書館長が認める場合は変更することができる。

## 7 実施手順

ひとハコ館長の公募又は推薦から事業の実施までの手順は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) ひとハコ館長を公募又は推薦する。
- (2) 「申請書」が提出され次第、内容等を審査し、ひとハコ館長として適当と認められる場合は、申請者と調整し展示期間を決定し、ひとハコ館長となることを認定する「みんなのひとハコ館長認定書（様式第2号）」を交付する。
- (3) ひとハコ館長となるものは、決められた期間において展示を行う。
- (4) 展示は、「みんなのひとハコ図書館」展示内容（様式第3号）」に必要な事項を記載したものをつけるほか、展示する本や飾り付け等は、ひとハコ館長が自由に行うものとする。その際、必要に応じて図書館職員がサポートすることができる。
- (5) 展示期間が終了した後は、展示物を撤収する。
- (6) 図書館職員は、ひとハコ館長自己紹介及び展示された資料の一覧を郷土資料として記録・保存するものとする。

## 8 図書館による支援

図書館は、「みんなのひとハコ図書館」のPRに努めるものとする。

展示の飾り付けに必要な材料（用紙・筆記具・展示用具）は、常識の範囲内で図書館が提供・貸与することができる。

## 9 展示内容に関する責任

展示内容については、展示したひとハコ館長が負うものとし、図書館はその責任を負わない。

## 10 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は図書館長が定める。

## 附則

この要領は、令和2年2月26日から施行する。

様式第1号

「みんなのひとハコ図書館」利用申請書

年 月 日

和光市図書館長 様

(法人等の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)

申請者

住所

氏名

担当者 (該当する場合のみ記入)

氏名

電話番号

メールアドレス

「みんなのひとハコ図書館」の館長になりたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の主たる事業内容	
2 活動内容PRの希望	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません
3 実施要領の確認	<input type="checkbox"/> 「みんなのひとハコ図書館実施要領」の内容を確認しました

添付書類：申請者の活動がわかる書類等

	館長	担当
決裁		

様

和光市図書館長

「みんなのひとハコ図書館」館長認定書

年 月 日付で申請のありました「みんなのひとハコ図書館」の利用について、下記のとおり認定いたします。

1 館長名

2 展示期間

展示期間	年	月	日	～	年	月	日
設 営 日	年	月	日				
撤 収 日	年	月	日				

3 特記事項

展示内容は、次の各号のいずれかに該当する場合は展示できません。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4)政治性又は宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人の名刺広告
- (7)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8)前各号に掲げるもののほか、和光市広告掲載基準に掲げるもの及び掲載することが適当でないと図書館長が認めるもの。

4 添付書類

「みんなのひとハコ図書館」展示内容

